

デジタルファースト法案整備に 求められるもの

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学 教授
デジタル・フォレンジック研究会 理事

12月11日(火)

- 司法のIT化とデジタルファースト
 - 裁判手続等のIT化検討会
 - － 日本経済再生本部
 - 「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」
- デジタルファーストを進めるための法整備
- デジタル・ガバメント
 - － 法人向けワンストップサービスの実現

民事訴訟のオンライン化



小史

- ビデオリンクによる遠隔証人尋問
 - 1998年ISDNテレビ会議システム導入
 - 刑事訴訟でも2001年導入
- 督促手続
 - 2004年民事訴訟法改正、2006年規則
 - 督促手続オンラインシステム(民訴397条)
- 申立等のオンライン化
 - 札幌地方裁判所のみ
 - 2008年実験終了

方向性(とりまとめ骨子案)に関する議論

■ 民事訴訟手続

- ① e提出 (e-Filing)
 - ② e法廷 (e-Court)
 - ③ e事件管理 (e-Case Management)
- ✓ 段階的実現化か、紙との併存は？

■ 対象

- 民事訴訟
 - 破産、家事は今回は見送りの公算
- ✓ 将来的に破産、家事も視野に入れるか

民事訴訟とデジタル・ フォレンジック

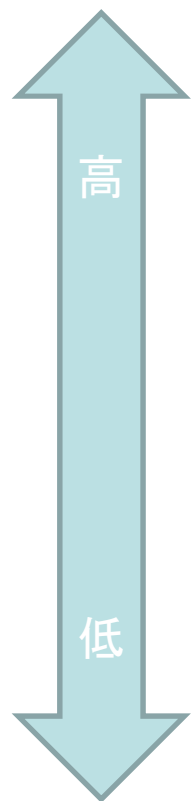
- データを一旦印刷したものを、PDF化したデータ
- インシデント当時に記録されたメタデータが全くないデータ



- メタ情報の焼き直しであり証拠価値が低い
- 改ざん等の立証が必要と考える当事者
 - メタ情報等を活用してデジタル・フォレンジック

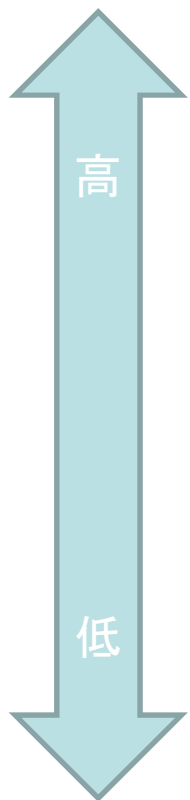
- 裁判所に提出段階になって原本データ自体を極めて精巧に編集することを可能とし、かつ、現行の弁論等での原本確認の手続も困難
- 改ざん証拠の提出を容易にする(改ざん発見を困難にする)温床となるおそれ
- 提出証拠の原本自体が改変・事後創出の恐れ
- 真実擬制、過料制裁

民事裁判に係る 諸情報の機密性



- 作成途中の裁判官の判決文、メモ等
 - » 裁判官同士の評議の秘密(裁判所法75条)
- 証拠
 - » 知的財産、営業秘密等に係る情報
 - » 原告・被告の利益に係る情報
- 非公開で行われた審理の書類
- 訴訟記録
 - » 戸籍や住民票、送達関係書類、謄写は当事者と利害関係人のみが可
- 公開審理

民事裁判に係る 諸情報の機密性



- 作成途中の裁判官の判決文、メモ等
 - » 裁判官同士の評議の秘密(裁判所法75条)

- 証拠
 - » 知的財産、営業秘密等に係る情報
 - » 原告・被告の利益に係る情報

- 非公開で行われた審理の書類

- 訴訟記録
 - » 戸籍や住民票、送達関係書類、謄写は当事者と利害関係人のみが可

- 公開審理

**デジタル特有の
プライバシー保護**

今後のスケジュール

- 実務者研究会 or WG 最高裁＋法務省＋日弁連等
- 法制審議会 通常は2年以上
- システム設計、実装 通常は2年以上

3年めど？



【選択肢】

- 民事訴訟法の改正
- 法改正を必要としない電子化
- 裁判手続等のIT化に係る特別法の制定